

吹田市立各児童会館自動体外式除細動器(AED)貸貸借業務仕様書

この仕様書は、吹田市立各児童会館(9館)の自動体外式除細動器(AED)貸貸借業務について定めるものとする。

1 履行場所

別紙「吹田市立各児童会館一覧」のとおり

2 履行期間及び納入期限

(1) 履行期間

令和9年2月1日から令和14年1月31日までとする。

ただし、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定に基づく長期継続契約であり、市の翌会計年度以後の予算が減額・削除された場合には、契約の変更又は解除をする場合があるものとする。

(2) 納入期限

各児童会館と事前に調整し、令和9年1月31日(日)までに全施設に機器を納入するものとする。なお、使用可能な状態に調整して設置し、発生したごみ等は受注者が清掃し処理するものとする。

3 規格及び数量

(1) AED 本体×9台(各館1台) ※JRC(日本版)ガイドライン 2020 対応機種

【参考品番】AED-3100 カルジオライフ

(2) 付属品等

ア バッテリーパック(4年タイプ)×9本(各館1本)

イ 使い捨て除細動パッド(成人・小児兼用パッド)×18枚(各館2枚)

ウ AED キャリングバック×9個(各館1個)

エ 救急セット×9個(各館1個)

【内容】タオル、はさみ、蘇生用マウスピース、剃刀、使い捨て手袋等

オ AED 設置シール×9枚(各館1枚)

カ 小児用切替え器具(本体で小児用に切替可能な場合は不要)×9台(各館1台)

キ 取扱説明書×9冊(各館1冊)

(3) 定期交換品

ア 2年目交換品

使い捨て除細動パッド(成人/小児兼用パッド)×18枚(各館2枚)

イ 4年目交換品

(ア) 使い捨て除細動パッド(成人/小児兼用パッド)×18枚(各館2枚)

(イ) バッテリーパック(4 年タイプ)×9 本(各館 1 本)

4 機器仕様

- (1) AED 本体、除細動パッドともに医療機器具として、医薬品医療機器等法に基づく承認を受けている機器であること。
- (2) 新品であること。
- (3) 非医療従事者に対しても使用が認められているものであり、過去の使用事例において安全性が確認されている機器であること。
- (4) JRC(日本版)ガイドライン 2020 に対応する機器であること。
- (5) 通電波形は二相派形式であること。
- (6) 成人/小児(未就学児)どちらに対しても、除細動パッドを交換することなく、共通で使用できること。
- (7) 成人/小児(未就学児)モード(エネルギー)の切替えが容易であること。
- (8) 種々の体型や体位に対応可能な 2 枚に分かれた除細動パッドであること。
- (9) 除細動パッドは、AED 本体に接続して保存でき、且つ AED のスタンバイ(待機)時の温度条件は-5℃から 50℃の範囲であること。
- (10) 外装保護規格(防塵・防水機能)は、IP55 以上であること。
- (11) AED の電源が入ると同時に胸骨圧迫を促すリズム音が流れ、日本語音声で操作方法及び心肺蘇生の手順を誘導するガイダンス機能を有し、訓練を受けていない者でも容易に操作できること。
- (12) 機器本体が毎日セルフテストを実施し、不具合が生じた場合は AED 本体のインジケータで警告するものであること。また、電源を入れることにより、不具合の内容が音声や診断パネルで確認できること。
- (13) リモート監視機能による遠隔監視システムを有していること。
- (14) 管理向上のため、セルフテストの結果及び AED 本体に生じた不具合の内容を、リモート監視機能又はその他の方法で確認し、不具合が発生した場合は、発注者に報告すること。
- (15) 遠隔管理システム導入の際、新たな配線工事等を必要とせず、運用が開始できること。
- (16) 遠隔管理システム納品時の設置及び調整は、製造業者又は該当する医療機器の修理業の許可を受けている者が行うこと。
- (17) 遠隔管理システム運用において、個人情報保護法など遵守した使用の実績が十分にあること。
- (18) 現行の収納ケース(AED-2100 用壁掛け型の内寸: 横幅:465mm 奥行:150mm 高さ:495mm)に収まらないモデルである場合は、新規の収納ケース(9台)も合わせて設置すること。その際、設置や撤去に係る費用については、受注者の負担とする。

5 設置について

- (1) 新設機器の設置に伴う費用は、受注者の負担とする。
- (2) 現行機器の撤去及び廃棄に要する費用は、受注者の負担とし、法令等に則り適正に処分す

ること。

- (3) 機器の設置日時については、各児童会館と調整の上、決定すること。
- (4) 作業中は、事故及び館運営に支障をきたすことのないよう十分注意し作業にあたること。作業等において損害を与えた場合に要する費用は、すべて受注者の負担とする。
- (5) その他、作業において突発的な事象が生じた場合は、ただちに子育て政策室及び各児童会館と協議すること。

6 その他

- (1) 定期交換品は、設置先への訪問又は郵送にて使用期限までに必ず交換すること。
- (2) 受注者は、「高度管理医療機器等販売業 貸与業 許可証」のコピーを必ず事前に提出すること。
- (3) 受注者を保険契約者とする動産総合保険を付保するものとし、その費用は受注者が負担すること。また、動産総合保険の保険証券のコピーを事前に提出すること。
- (4) JRC ガイドライン 2020 による心肺蘇生の手順を表記したポスターを各館 1 枚納めること。
- (5) 毎日のセルフテストの結果及び AED 本体に生じた不具合内容の発注者への報告に必要な費用が発生した場合は、受注者が負担すること。
- (6) 保存される救助データの時刻情報の整合性を担保するため、AED 本体の正確な時刻情報への修正を自動修正又はその他の方法で毎月実施すること。
- (7) 高度医療機器を取り扱うため、製造者もしくは修理業の許可者が納品及び取扱説明を実施すること。
- (8) 賃貸借契約の満了に伴う機器の撤去及び廃棄は、受注者の責任において実施するものとし、その費用は受注者が負担すること。
- (9) 本仕様書に定め無き仕様については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。
- (10) 賃借料は月単位の支払いとし、当月分(月末締め)を翌月に請求すること。

7 問合せ先

〒564-8550

吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号

吹田市児童部子育て政策室児童館担当

担当 藤井、小寺

電話 06-4860-6947

FAX 06-6368-7349